

会社法第 791 条第 1 項第 2 号
及び第 801 条第 3 項第 3 号に定める事後備置書類
(株式交換に係る事後開示事項)

2020 年 4 月 1 日

株式会社 EduLab

株式会社教育デジタルソリューションズ

会社法第791条第1項第2号
及び第801条第3項第3号に定める事後備置書類
(株式交換に係る事後開示事項)

2020年4月1日

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスト14階
株式会社EduLab
代表取締役社長 高村 淳一

東京都千代田区麹町一丁目7番2号
株式会社教育デジタルソリューションズ
代表取締役社長 北川 尚毅

株式会社EduLab(以下「EduLab」といいます。)及び株式会社教育デジタルソリューションズ(以下「EDS」といいます。)は、2020年2月20日付株式交換契約書に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、EduLabを株式交換完全親会社、EDSを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)

2020年4月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)

- (1) 会社法第784条の2(株式交換の差止請求)の規定による手続の経過について

会社法第784条の2の規定による手続を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

EDS は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、2020 年 3 月 6 日付で EDS の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社となる EduLab の商号及び住所を通知いたしました。なお、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式買取請求を行った EDS の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(株式交換の差止請求)の規定による手続の経過について

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合に該当することから、会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、当該差止請求を行うことができる EduLab の株主はおりません。

(2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

EduLab は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定により、2020 年 3 月 6 日付で EduLab の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社となる EDS の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合に該当することから、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、本株式交換について当該株式買取請求を行うことができる EduLab の株主はおりません。

(3) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定における手続の経過について

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により EduLab に移転した EDS の株式の数は、普通株式 670 株です。

5. 前各号に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) EduLab は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、会社法 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに、本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した EduLab の株主はおりませんでした。

(2) EDS は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2020 年 3 月 19 日付の株主総会決議により承認を得ております。

(3) EduLab は、本株式交換に際して、本株式交換により EduLab が EDS の発行済普通株式の全部(但し、EduLab が保有する EDS の発行済普通株式を除きます。)を取得する時点の直前時における EDS の株主(但し、EduLab を除きます。)に対し、EDS の普通株式に代わり、その保有する EDS の普通株式の 1 株につき EduLab の普通株式 211 株の割合をもって、EduLab の普通株式を割当交付いたしました。

(4) 本株式交換により増加した EduLab の資本金及び準備金の額は次のとおりです。

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ① 資本金 | 金 0 円 |
| ② 資本準備金 | 会社計算規則第 39 条に従い EduLab が別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | 金 0 円 |

以 上